

資 料

平成14年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
社会福祉士実習受入組織における実習指導者の質の向上と経済的・地域的貢献に関する研究

追 加 調 査

(社)日本社会福祉士会・質的実習指導研究会

○ 経済的貢献に関する実態を明らかにするため、「実習費」に関する下記の設問について、ご回答下さい。

設問1、貴機関・施設では、実習謝金を受け取っていますか。該当する番号に○をつけて下さい。

1. 受け取っている
2. 公的機関として受け取っていない
3. その他 ()

設問2、実習謝金についてどのように思いますか。該当する番号に○をつけて下さい。

1. 後継者養成として謝金は必要ない
2. 後継者養成としても一定の謝金は必要である
3. 謝礼ではなく、実習指導料として必要である
4. その他 ()

設問3、実習謝礼額の決め方として、どのようなものが良いと思いますか。該当する番号に○をつけて下さい。

1. 教育側が学校の事情によって決めて良い
2. 機関・施設側と学校側の協議によって決めるのが良い
3. 機関・施設側からの経費として要求するのが良い
4. その他 ()

設問4、実習謝礼額の統一は必要と思いますか。該当する番号に○をつけて下さい。

1. 統一は必要なく、学校側なり機関・施設側の事情で決めて良い
2. 少なくとも都道府県単位で統一した方が良い
3. 一定の圏域で統一した方が良い
4. 全国単位で統一した方が良い
5. その他 ()

設問5、実習謝礼を受け取る場合、貴機関・施設で具体的な単価を決めていますか。

1. 決めている
2. 決めていない
3. その他 ()

また、各項目ごとにその金額をご記入下さい。

1. 社会福祉士実習の場合： 1日 () 円) 1週間 () 円)
23日180時間 () 円)
2. 介護福祉士実習の場合： 1日 () 円) 1週間 () 円)
3. 「 」実習の場合： 1日 () 円) 1週間 () 円)

設問6、経理上、実習謝金をどのように処理されますか。該当する番号に○をつけて下さい。

<収入科目>

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 本部（一般）会計・雑収入 | 2. 事業会計・雑収入 |
| 3. 本部（一般）会計・負担金収入 | 4. 事業会計・負担金収入 |
| 5. その他（具体的に： _____） | |

<支出科目>

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 本部（一般）会計・雑支出 | 2. 事業会計・雑支出 |
| 3. 本部（一般）会計・事業支出 | 4. 事業会計・事業支出 |
| 5. その他（具体的に： _____） | |

設問7、社会福祉士実習の受入実績について、ご記入下さい。

年 度	受入延人数	受入述日数	受領謝金総額
平成10年度	人	日	円
平成11年度	人	日	円
平成12年度	人	日	円
平成13年度	人	日	円
平成14年度	人	日	円

設問8、社会福祉士実習の受入に際して、必要となる業務を時間に換算するとどのくらいになりますか。

具体的にご記入下さい。

- 事前指導：一人あたり（ _____ ～ _____ 分）
- 実習初日オリエンテーション等：一人あたり（ _____ ～ _____ 分）
- 実習最終日オリエンテーション等：一人あたり（ _____ ～ _____ 分）
- 実習期間中：一日一人あたり（ _____ ～ _____ 分）

設問9、実習謝礼が必要な場合、どの程度の金額が妥当だと思いますか。

- 社会福祉士実習の場合： 1日（ _____ 円） 1週間（ _____ 円）
23日180時間（ _____ 円）
- 介護福祉士実習の場合： 1日（ _____ 円） 1週間（ _____ 円）
- 「 _____ 」実習の場合： 1日（ _____ 円） 1週間（ _____ 円）

設問10、その他、実習謝金についてお考えをご記入下さい。

注

- 1) 高橋重宏・宮崎俊策・定藤丈弘編著『ソーシャルワークを考える』川島書店, 1981年9月, 94頁.
- 2) 全米ソーシャルワーカー協会編/日本ソーシャルワーカー協会訳『ソーシャルワーク実務基準および業務指針』相川書房, 1997年10月, 23頁.
- 3) 日本ソーシャルワーカー協会, 日本社会福祉士会, 日本医療社会事業協会で構成するIFSW日本国調整団体が2001年1月26日決定した定訳. その解説は, 「様々な形態をもって行われるソーシャルワークは, 人びととその環境の間の多様で複雑な相互作用に働きかける. その使命は, すべての人びとが, 彼らのもつ可能性を十分に発展させ, その生活を豊かなものにし, かつ, 機能不全を防ぐことができるようにすることである. 専門職としてのソーシャルワークが焦点を置くのは, 問題解決と変革である. 従ってこの意味で, ソーシャルワーカーは, 社会において, かつ, ソーシャルワーカーが支援する個人, 家族, コミュニティの人びとの生活にとって, 変革をもたらす仲介者である. ソーシャルワークは, 価値, 理論, および実践が相互に関連しあうシステムである」となっている.
- 4) 米本秀仁「ソーシャルワーク実践の展開過程モデル」社会福祉教育方法・教材開発研究会『新社会福祉援助技術演習』中央法規, 2001年4月, 205~220頁.
- 5) 佐藤豊道『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』川島書店, 2001年5月, 227頁.
- 6) スーザン・ケンプ, ジェームズ・ウィタカー, エリザベス・トレーシー著, 横山穰, 北島英治, 久保美紀, 湯浅典人, 石河久美子訳『人-環境のソーシャルワーク実践』川島書店, 2000年3月, 3頁.
- 7) 社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会『実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2002年度研究事業報告書』2003年3月, 77~80頁.
- 8) 水谷英夫『セクシュアル・ハラスメントの実態と法理』信山社, 2001年3月, 374頁.
- 9) 尾崎 新『現場のちから』誠信書房, 2002年.
- 10) 厚生労働省の「授業科目の目標および内容」によれば, 「目標」とはすなわち, 現場体験を通して社会福祉専門職(社会福祉士)としての仕事をする上で必要な「専門知識」, 「専門援助技術」, 及び「関連知識」の内容の理解を深めると同時に, 実際に活用し, 相談援助業務に必要な資質, 能力, 技術を取得すること. 職業倫理を身につけ, 福祉専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにすること. 具体的な体験や援助活動を, 専門的援助技術として概念化し理論化し, 体系立てていくことができる能力を涵養すること. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解すること, である.
つぎに「内容」とは, 実習生の健康診断の実施, 巡回指導の可能な範囲での実習と週一回以上の巡回指導, 自習中の個別指導の実施, 「実習記録ノート」の指導と活用, 利用者やその関係者, 施設・機関, 団体等の職員やボランティア等の基本的なコミュニケーションや人とのつきあい方などの円滑な人間関係を形成する能力を高める, 利用者を理解し, その需要を把握する能力を高める, 利用者やその関係者との援助関係を作る能力, 問題解決能力を高める要に援助する能力, コミュニティへの働きかけ, 等が求められている.
- 11) 「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」研究会, 平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査(社会福祉・医療事業団委託研究), 『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方調査研究報告書』, 2002年3月, 76~77頁.
- 12) 同上, 48頁.
- 13) 同上, 50頁.
- 14) 同上, 52~56頁.
- 15) 社団法人日本社会福祉士会・実習指導養成研究会, 『社会福祉士援助技術現場実習の受け入れ及び実習指導の状況に関する調査報告書』, 日本社会福祉士会, 2001年4月, 36頁.
- 16) 「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」研究会, 平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査(社会福祉・医療事業団委託研究), 『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方調査研究報告書』, 2002年3月, 76~77頁.

- 17) 同上, 78～79頁.
- 18) 同上, 101頁.
- 19) 同上, 103頁.
- 20) 同上, 162～163頁.
- 21) 平成14年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「社会福祉士実習受け入れ組織における実習指導者の質の向上と経済的, 地域的貢献に関する研究」追加調査, 平成15年2月実施.
- 22) 日本社会福祉士会によるインタビュー調査より筆者が要約した.

第3章 現場実習における実習指導の理論と実際

第1節 わが国の社会福祉従事者養成における「現場実習」

一教育実習・保育実習との相違点を中心に一

わが国における社会福祉従事者養成課程における「現場実習」にかかる歴史的展開をみていくためには、第二次世界大戦直後まで遡る必要がある。しかし、50年以上にわたる歴史を総括的に検討することは、本論の目指すところでもない。したがって、本論の目指すところである社会福祉従事者養成課程における、いわゆる現場実習等にかかわって、現場における実習指導者側の視点から、実習指導者にかかわるコンピテンシーにかかわる留意すべき課題を含むと考えられる諸点について、ピックアップ的に以下で取り上げることとする。

1. 社会福祉従事者養成課程における「現場実習」

仲村優一は、1950年から始まった国連海外派遣フェローシップ事業によりアメリカのインディアナ大学の大学院で、7ヶ月にわたりソーシャルワーク教育について学んだことを報告している。とりわけ、その中で、仲村は大学の教育方法、現場実習・実践方法等が現場教育とフィールドワーク、スーパービジョンの重要性を学んだとしている。その学びの具体的例として、現場における実践力・指導力のあるスーパーバイザーの配置と、現場と大学の教育との徹底した連携のあり方をあげている¹⁾。

東京都社会福祉協議会は、1966年3月、『民間社会福祉事業従事者職務の専門性について－研究資料－』を取りまとめ、公表している。この序文において、社会福祉事業の近代化要素の一つとして、社会福祉事業に従事するものの専門職化が必要であり、専門職の地位の確立は、最終的には法制的に確認されることが必要であると述べている。この研究資料の「VI 欧米にみる専門職制度」において、専門職化の過程において4つの要因が働くことを報告している。その第2に「(2) 必要な知識と実地の経験を積む機会」があげられており、訓練施設が設立される場合の利点を「実務の水準を高め、かつ平準化し、志望者のその職への職業を決定し、検定を導入する道へつながる。訓練施設は、その職業の地位の向上に大いに寄与するだろう」と述べている。

この「訓練施設」が、今日でいう社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習を受け入れる組織と比して、時代背景や制度の全体像が異なることから当然に相違があることを前提にしながらも、東京都社会福祉協議会が主催する研究集会で、欧米の専門職制と実地訓練に関する事項が取り上げられ、職業との関連で利点が指摘されている点に注目しておきたい。

「社会福祉士法」制定試案が発表された直近の、1972（昭和47）年5月14日、全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究委員会（以下「社事法改正研究委員会」という）は、「社会福祉事業法改正に関する中間答申（第3号）」（以下「中間答申（第3号）」という）を公表している。社事法改正研究会は、この中間答申（第3号）の「Ⅲ 「社会福祉士法」制定試案について」の項において、都道府県社会福祉協議会並びに業種別協議会から提出された意見を元に共通的な事項について、意見を補足するとして、「養成、現任訓練」「経過措置」「適用職種」「名称」等について指摘し、続く「Ⅳ 専門職制度制定に伴う関連事項について」では、「身分保障」「職務内容」「養成、訓練」「職種

の範囲」の柱立てによる指摘を行っている。「Ⅲ」と「Ⅳ」の柱立てを見ると、前者では「養成、現任訓練」と表示され、後者では「養成、訓練」となっており「現任」が用いられていない。そこで指摘されている内容をみると「養成、訓練、現任訓練」が明確に区分されていることがわかる。本稿で留意したいのは、「訓練」にかかる部分であり、関連部分をそのまま引用すれば次のようになっている。

○ 「13. (養成、訓練)」

- (1) 社会福祉専門職員養成課程における教育内容が、現場実践と十分連繋するようにすること。とくに、実習を重視すること、並びに実習のあり方を再検討し、その位置づけを明らかにすること。

筆者は、1972年という社会福祉従事者の専門職制に関するわが国の歴史を溯るとき比較的早い時期に、都道府県社会福祉協議会ならびに業種別協議会がこのような認識を表明していることを重く受け止めたい。

また、社会福祉教育問題検討委員会は、「社会福祉教育のあり方」について検討し、2度(①1975年7月16日第1次答申(中間答申)、②1976年7月2日第2次答申)にわたる答申を行っている。それを受けて、中央社会福祉審議会は、1976年11月8日、同件にかかる意見具申を行い、この中で、現場実習について、その重要性についてふれている。

この当時示された社会福祉実習の意義と目的にかかる一つの見解として、「学生の卒業後、すぐに明日からでも、現場で、福祉従事者として、実践に役立つ『即戦力』となりうる学生の養成」が現場側から大学側に求められたというものがある²⁾。当時の状況下においては、この現場からの要請に関する大学側が示した、結論的に述べられている7つの改善策の妥当性を認める。

当時の状況下を示すデータとして、1つには、1975年現在における社会福祉系大学34校の「必須科目一覧」が資料化されている。その資料において、「社会福祉事業実習=17校」や「社会調査または社会福祉事業実習=2校」が「必須科目」として、位置づけているにとどまるとされている³⁾。また、前出同書において、「2 社会福祉実習の目的」において、「一概に、福祉実習の目的といっても、統一化した定義などは、現時点ではたて難い」と述べている⁴⁾。そして、暫定的な一つの見解として、社会福祉実習の目的には、「実習の機会を得て、自己の、真実の人間性づくりの営みも含まれている」としている⁵⁾。この「自己の人間性づくり」に関連し、実習においては「礼儀、謙虚、規律の遵守、敏速性、協調と親和的態度、責任感、学生としての教養と品性、愛情、明朗、積極性、忍耐」などを実習への参加の主体的要件とし⁶⁾、これと共に「物事への正しい把握と判断、洞察性、処置能力の培養」や健康への留意等自己管理の能力として求めている⁷⁾。ここで示されたように1970年代の社会福祉実習においては、「自己の人間性づくり」を「社会福祉実習」との関連で捉えようとしているところに一つの特徴を認めることができる。

社会福祉教育懇話会は、1986年8月1日付で「社会福祉専門従事者の教育及び資格に関する提言」を行っている。この提言における「Ⅲ. 社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言」の「1. 社会福祉系大学への提言」「2. 文部行政への提言」「3. 厚生行政への提言」で、それぞれ次のように現場実習(配属実習)に関して指摘している。

○ 「1. 社会福祉系大学への提言」

1-2) 社会福祉教育の中でも、特に実習教育体制を重視し、そのための専任教員の配置や、附属社会福祉実習施設の設置並びに実習教育を担当できる資格ある職員の確保を積極的に図ること。

○ 「2. 文部行政への提言」

2-5) 財団法人大学基準協会は、日本社会事業学校連盟等関係団体の意見を聞き、少なくとも配属実習教育、臨床教育を必修とする新たな社会福祉教育に関する基準を策定されたいこと。

○ 「3. 厚生行政への提言」

3-3) 大学の実習教育に協力する施設を選定し、実習指導を担当する専門職員を位置づけることは、社会福祉施設の水準向上を図る上でも重要な意義をもっている。こうした施設の位置づけについて、制度的対応を検討されたいこと。

※ アンダーライン=筆者

提言先の相違により、表現は異なるものの、アンダーラインを付した文言を抽出して整理してみると、「配属実習教育、臨床教育を必修にし、その実習教育を担当できる（担当する）職員は、専門職員か資格ある職員」であるべきことが述べられている。

1987（昭和62）年5月26日、社会福祉士及び介護福祉士法（法律第30号）が成立した以前において、社会福祉従事者の養成課程における現場実習等（いわゆる「現場実習」「実習教育」「配属実習」「養成訓練」等の名称で述べられてきたすべてを含む）の重要性が繰り返し報告されてきている一方、当事者である学生（=実習生）や社会福祉従事者からの提起が希であったことが認められる。当事者からの主体的な提起が希であったという歴史的事実の確認とその要因等については、今後さらに検証していくことが求められる。

2. 関連領域における「実習」の体系とシステム

第2節において、看護実習並びに介護実習について詳細を検討することとなるが、それに先立ち、保育士実習等の体系のうち、本研究に関連する事項を抽出し、社会福祉士実習との相違を確認していくこととする。

（1）教員養成課程における「教育実習」

中央教育審議会は、1958年7月に「教員養成制度の改善方策について」答申を出しており、教育教員養成審議会・教育実習に関する専門委員会は、1978年9月に「教育実習の改善充実について」報告をとりまとめ、文部省に提出し、翌年6月には、中央教育審議会の「教員の資質能力の向上について」と題する答申がなされている。

ここで注目しておきたいことは、教員養成大学等における養成カリキュラムの体系が、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」とからなっており、両者の科目間において、取得しようとする

免許状の種類に応じて、「大学における最低修得単位数」が表3-1のように異なることである。

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数			
		日本国憲法に関する科目	体育に関する科目	教科に関する科目	教職に関する科目
小学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	18	41
小学校教諭一種免許状				40	19
小学校教諭一種免許状				40	19

表3-1 免許状取得に必要な科目・最低修得単位数

出所：岡田忠男・大森 正・吉田辰雄編『教育実習の理論と実践』文化書房博文社、1995年10月 13頁

西村忠は、「教育実習」を通じて学生が身につけるものとして、「獲得すべきもの」と「獲得してほしいもの」の2つの意味があるとしている。前者においては、「教育が何であるかを体得し、教えることができるようになること」であり、後者とは「教育の使命」とであると述べている⁸⁾。

また、教育実習において何を実習するのかという実習内容に着目すると、「学校教育の全てが実習の対象」となり、その意味で「教育活動の全てに対応できる知識、能力、技能、態度」にかかる力量を伸ばすことが実習内容に伴う目標とされている。そして、学校教育の主要な活動には「教科の教育」「道徳の教育」「特別活動の教育」の3つがあり、それらの活動を、それぞれの学校の教育課程に基づく年間計画、学期の計画に従った時間割に即して、教育実習を行うこととなる、と述べている⁹⁾。そして、教育実習の価値を判断する材料となる教育実習の記録と評価に関して、前者には、実習日誌、学習指導案、授業参観の記録、生徒の観察記録、講話や反省会で学んだこと、毎日のメモなどがあり、後者には、教育実習の実施主体、評価の内容、評価の方法の3つの関係から捉えられることが一般化している。

このように教育実習の仕組みをみまると、具体的には他の関連領域における実習にかかる仕組みや特徴と共に整理しまとめることとするが、教育実習の仕組みの中からも、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習との比較のための幾つかの軸を見出すことができる。例えば、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年11月26日文部省令第40号）によれば、「介護等の体験を行う施設」は、表3-2のように定められている。

根 拠 法	施 設 名
児童福祉法	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
身体障害者福祉法	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設
社会福祉法	授産施設
知的障害者福祉法	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
心身障害者福祉協会法	法第17条第1項第1号に規定する福祉施設
老人保健法	老人保健施設
その他	

表 3-2 介護等の体験を行う施設

この「介護等の体験を行う施設」と社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習を受け入れる組織を比較してみると、前者には位置づけられていないが後者には位置づけがある実習を受け入れる組織は、次のとおりである。

根 拠 法	施 設 名
児童福祉法	(乳児院)、児童相談所、指定国立療養所等、児童デイサービス事業 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、 身体障害者デイサービス事業
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	(精神障害者生活訓練施設)、(精神障害者授産施設)、(精神障害者福祉工場)
社会福祉法	福祉に関する事務所、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所、知的障害者通園寮、知的障害者福祉ホーム
老人福祉法	軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
老人保健法	(老人保健施設)
売春防止法	婦人相談所、婦人保護施設
その母子及び寡婦福祉法	母子福祉センター

【備考】「介護等の体験」の施設として明記されており、厚生省告示第203号からは除外されている施設等を「()」で表中に示した。

表 3-3 厚生省告示第203号にみる「介護等の体験」除外施設等

このように比較してみると、上記の各施設には、「介護等の体験」を行うには、該当しないとする何らかの理由を有していることが推測できる。

(2) 保育士養成課程における「保育実習」

保育実習の意義と目的を確認しておくとして、松本峰雄は、実習とは「理論と実践、思考と体験を有機的に結びつけるものであり、いわば「扇のかなめ」の位置」にあり、「ただ単に、免許・資格を取得するための1つの履修単位にとどまらず、将来の保育者にとっての人生観・保育観・児童観に深く影響する」とし、また、松本は、実習が「扇のかなめ」であるという理由を、学生が「学内で学んでいる児童観・保育観あるいは個々の知識・技能が、保育現場での実習の体験を通して、はじめて具体的・総合的な児童観・保育観として学生自身の身につき、また、保育者精神の把握も可能となる」からであると述べている¹⁰⁾。

保育士実習の目的を機能的側面からみておくと、受動的側面と能動的側面が指摘されている。前者とは、学生が実習という体験の場を通して、受動的に「見る」「聞く」「ふれる」という機会を通して生起する機能にかかる側面を指し、後者とは、前者を踏まえて、自ら活動し、様々な働きかけを行うことによって、子どもを把握し、保育を取り巻く人間関係を学ぶという側面を指している。そして、具体的な実習の目的が次のようにまとめられている。

- 子どもの理解と保育精神の習得
- 保育の本質を知ること
- 保育技術の習得
- 保育環境の理解
- 保育者の職務や役割の理解¹¹⁾

保育士の資格を取得するためには、厚生労働省の指定する保育士養成所において、児童福祉法に定める教科目を修得する必要があるが、このうち「保育実習」については、実施基準と履修方法が、表3-4のように定められている。保育士の資格を取得するために「保育実習」とともに特徴的な側面として、小児保健実習・小児栄養実習などの実習関係科目の単位数が多いことにも留意しておきたい。

「指定保育士養成施設における保育実習の基準について」(平成13年6月29日)(雇児発第439号)において、「保育実習実施基準」が示されており、実習種別・履修方法・実習施設が次のように明確になっている。

	単位数	実習日数	(第3欄)
保育実習	5	20	(A)
保育実習Ⅱ	2	10	(B)
保育実習Ⅱ	2	10	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A)…保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)又は心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号

に規定する福祉施設

(B)…保育所

(C)…児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く。）

表3-4 保育士養成所における保育実習の実施基準・履修方法

保育実習でどの児童福祉施設等を選び、その配当単位数にかかる権限や保育実習の時期、1回に派遣する実習生の数、毎学年度始めにおける計画を明らかにすることなどが示されている。そして、「第3 実習施設の選定等」において、「実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいこと」として、「資格を有する職員その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設」のうちから選定するように努めることとされている。さらに、指定保育士養成施設における実習指導者と実習施設における実習指導者が「相互に緊密な連絡をとり、保育実習の効果を十分発揮するように努める」ことを求めている。

表3-4とも関係する「保育実習」の内容について、保育実習で、保育所の実習段階を「見学・観察実習、参加実習、部分実習、指導実習」の4段階に区分している。この区分に対して、一つの学術的見解として便宜的に3段階で示すという試みもあり、松本は、「観察実習～参加実習～指導実習」と区分し、実習期間中の記録として「実習日誌、実習レポート」を3段階区分ごとで様式を替えている¹²⁾。いずれにしても、実習を段階論で捉えるという観点が用いられており、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習の考え方とは異なることが認められる。

「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日）（雇児発第438号）における「指定保育士養成施設指定基準」をみると、教科担当専門教員は、教育の能力があると認められる者であって、(ア)～(オ)のいずれかに該当する者となっている。(オ)には、「児童福祉事業に関し特に業績のある者」と示されており、「特に業績のある者」をどのように定義するのかが吟味が必要である。

「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年5月23日厚生労働省告示第198号）において、別表第一で科目区分が示されている。そこで「保育の内容・方法の理解に関する科目」に必修科目として「保育実習」があり「5単位」を修得することとなっている。20日間を5単位と数える方式についても、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習の日数を単位数として読みかえていく場合と比較して、異なっており、その根拠にかかる吟味が必要であろう。

「児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」（平成14年7月12日厚生労働省令第96号）によれば、「第6条の10」に筆記試験及び実技試験の科目が明記されている。試験科目の中で、注目しておきたいのは、筆記試験に「保育実習理論」があり、実技試験に「保育実習実技」があることである。とりわけ、筆記試験において、保育の実習にかかる理論が、試験という仕組みに組み込まれていることである。

「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成14年7月12日雇児発第0712004号）において、上記における「保育実習理論」とは、「保育実習の筆記試験部分」をいい、「保育実習実技」とは、実技試験部分のことであると規定されている。

「保母試験の実施について」（平成元年3月27日児発第186号）の「別紙1 保母試験実施要領」によれば、保育実習に係る筆記試験（保育実習理論）からの出題数は5問となっている。また、「保母試験出題範囲」の「保育実習」の項をみると、「B 実地試験」として次の各号が示されている。

○ 「B 実地試験」

- 1 音楽リズム関係技術
 - (1) 器楽
 - (2) 声楽
- 2 絵画制作関係技術
 - (1) 自由な題材のデッサン
 - (2) 特定課題に対する自由材料による制作
 - (3) 自由課題に対する特定材料による制作
 - (4) 特定課題に対する特定材料による制作
- 3 言語関係技術
 - (1) 口演童話
 - (2) 絵本、幻灯又は紙芝居等の開設
 - (3) 受験者相互又は試験官との言葉あそび
- 4 一般保育技術

また、「出題上の留意事項」が4点示されており、上記に関する平準的な出題がなされていることが伺える。

以上のように、「保育士実習」は、保育士試験に反映されており、この手続きにおいても、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習の位置づけとの差異を認めることができる。

（宮嶋 淳）

注

- 1) 「国際社会事業学校連盟とわが国の社会福祉教育」一番ヶ瀬康子／大友信勝・日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房，1998年11月，331頁。
- 2) 原田信一・市瀬幸平・橋本泰子編『社会福祉実習』相川書房，1981年5月22頁。
- 3) 『ソーシャルワーク研究』Vol.3, No.1，相川書房，1977年。
- 4) 原田信一・市瀬幸平・橋本泰子編『社会福祉実習』相川書房，1981年5月，27頁。
- 5) 同上，28頁。
- 6) 同上，28頁。
- 7) 同上，28頁。
- 8) 西村 忠「教育実習の基本的な在り方」岡田忠男・大森 正・吉田辰雄編『教育実習の理論と実践』文化書房博文社，1995年10月，25頁。
- 9) 同上，西村，31頁。
- 10) 松本峰雄「実習の準備」吉田宏岳編『教育・保育実習』相川書房，1978年6月，23～24頁。
- 11) 同上，松本，28～30頁。
- 12) 同上，松本，55頁。

第2節 わが国の対人援助職の養成教育における「実習指導」の理論と実際

1. 看護及び介護福祉における実習指導から学ぶ意義

社会福祉学という実践的な学問を基盤とする社会福祉士養成教育にとって、実践現場における教育、すなわち実習は中核的な科目のひとつである。だが、社会福祉士養成教育における実習指導のあり方は、他の対人援助専門職の養成教育と比して、必ずしも遜色のないものとはなっていない。

ここでいう対人援助専門職とは、医療、看護、臨床心理、教育、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、医療ソーシャルワーク、保育といった領域におけるサービス利用者に対して、直接的なサービスを提供する立場にある専門職をあげることができるだろう。

社会福祉学を共通の学問的基盤とする精神保健福祉、医療ソーシャルワーク、保育（前節参照）といった領域の養成教育から学ぶべきことも少なくないであろうが、これらは別の機会に譲るとして、ここでは看護及び介護福祉の実習指導のあり方についてとりあげる。なぜならば、看護の領域では、看護師は社会福祉士とは学問的基盤を異にする保健医療専門職でありながら、最も身近に連携や協働を不可欠とする多くの職種であり、加えて実習指導に関する長い歴史と豊富な先行研究を有しているからである。また、介護福祉の領域では、介護福祉士は社会福祉士と同じ法律にもとづく唯一の福祉専門職であるばかりか、社会福祉士養成と介護福祉士養成の両方を行っている4年制大学も、2002年度現在で27大学に及ぶほど増えてきており¹⁾、両者の実習指導の整合性を検討することも重要な課題となっていると考えられるからである。なお、ここでは介護福祉士資格と社会福祉士試験の受験資格とを同時に取得できるかどうかは問わない。さらに、看護師養成教育を基本としながら同時に社会福祉士試験受験資格を取得できる大学も、2003年度から登場することもあり²⁾、社会福祉士養成教育における実習指導のあり方を、看護師や介護福祉士の養成教育における実習指導のあり方と比較検討する意義も大きいと思われる。

本節ではさしあたり上記の理由から、看護師及び介護福祉士の養成教育における実習指導と実習指導者のあり方についての要点を整理し、社会福祉士養成教育における実習指導者のあり方についての示唆を得ることを目的とする。

調査研究の方法は、看護師及び介護福祉士養成教育における実習指導に関わる通知類や文献等をもとに、それぞれの職種養成における、①実習の重要性、②実習の位置づけ、③実習指導者の規定と実習指導者養成、④実習指導者の資質と役割、⑤実習と実習指導者像から学ぶこと、の5点について調査、分析した。その結果から、社会福祉士養成教育における実習指導にとって学ぶべきこととして、①実習のあり方、②実習指導者養成システム、③実習指導者の資質、④実習指導者の役割、の4点について提言し、最後に、社会福祉士養成教育における実習指導のあり方にも参考になるとと思われる、看護師及び介護福祉士養成教育における実習のあり方、実習指導者のあり方、実習指導者養成のあり方の特徴をまとめた。

なお、2002年3月の保健師助産師看護師法の施行により、看護婦又は看護師の名称は廃止になり、看護師と呼称されるようになったが、本文中、通知や文献からの引用部分などについては、そのまま使用している部分があることをお断りしておきたい。

2. 看護実習指導の理論と実際

(1) 看護師養成教育における臨地実習の重要性

看護師養成教育における実習は、臨地実習と称されている。その理由は、「病院限らず、看護が行われるあらゆる場で直接患者、家族等に接する実習を推進するため、『臨床実習』を『臨地実習』とした。」³⁾と説明されており、以下、原則として臨地実習という呼称を用いる。なお、具体的な臨地実習の場としては、「病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、老人保健施設、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、保育所、その他の社会福祉施設等」⁴⁾と例示されているが、社会福祉士養成教育における実習施設となっているものも含まれていることがわかる。

さて、保健師看護師助産師法の制定により、今日の看護師の資格制度化が確立したのは、1948年であり、社会福祉士及び介護福祉士法が制定された1987年から遡ること、実に40年近くも前のことである。今日、看護師は既に50年余の歴史を有し、保健医療専門職の一員として一定の社会的認知を受けていると言ってよい。だが、看護師やその職能団体自らが、専門性、業務、労働条件などの確立の努力を続けていることは、看護師の置かれている現状のもうひとつの側面を物語っている。

4年制大学を養成教育の基本としている社会福祉士の場合と、3年制の養成教育を基本としている看護師の場合とは、同列に論ずることはできないかもしれない。だが、4年制大学における看護師養成が、この10年で看護師養成の入学定員の約1割に及ぶまで急増している今日⁵⁾、4年制大学にふさわしい臨地実習のあり方が模索されてきており、2002年には、「看護学教育の在り方に関する検討会」が、『大学における看護実践能力の育成の充実に向けて』と題する報告書をまとめている。そこでは、4年制大学における到達目標を、①広い教養を基盤にした豊かな人間性を持つこと、②最低限必要な知識と技術を体得し、卒業直後といえども、独力で、または適切な指導・助言の下に看護ケアを実施できること、③将来さらに専門性を深めていくことのできる基盤を身につけること、などがあげられ、こうした看護実践能力育成にとっての臨地実習の意義を前提として、臨地実習指導体制、とりわけ教員と実習指導者のあり方について提言の柱としていることは重要である。

ちなみに、同じ保健医療の領域では2001年、「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」は、臨床実習のあり方についての提言を柱とする報告書『21世紀における医学・歯学教育の改善方策について－学部教育の再構築のために－』をまとめている。6年制の医師及び歯科医師養成教育においてですら実習指導のあり方が検討されているほど、大学における実習の重要性が示唆される。

いずれにせよ、社会福祉士養成教育における実習指導者のあり方を検討するうえで、実習指導者の役割が臨地実習の中核に位置づけられている看護師養成教育から学ぶべきことは極めて大きいと言えるだろう。

(2) 看護師養成教育における臨地実習の位置づけ

看護師養成教育における臨地実習は、「保健師助産師看護師学校要請所指定規則」⁶⁾の「看護師学校養成所の指定基準」において、「別表3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。」と定められている。この別表3とは、「看護婦等養成所の運営に関する指導要領」のなかで示されている⁷⁾(表3-1)。

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
- 2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。
- 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を實踐できる基礎的能力を養う。
- 4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を實踐できる基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を實踐するための基礎的能力を養う。
- 6) 人々が社会資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。

	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考を高め、完成を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 例) 人文科学、社会科学、自然科学、情報科学、外国語等 人間を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	人間と人間生活の理解		
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	15 6	人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。 人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規を含むものとする。従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。
	小計		
専門分野	基礎看護学	10	各看護学や在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。チーム医療・看護ケアにおける看護婦（士）としての調整とリーダーシップ及びマネジメントができる能力を養えるような内容とする。国際社会において、
	在学看護論	4	広い視野に基づき、看護婦（士）として諸外国との協力を考える内容とする。在学看護論では、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。
	成人看護学	6	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容
	老年看護学	4	も含めることとする。特に成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、
	小児看護学	4	成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本
	母性看護学	4	についても学ぶ内容とする。
	精神看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
	小計	36	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解で
	臨地実習	3	きる能力を養う内容とする。
	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	2 8 4 2 2 2 2	在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産褥婦、精神障害者のいずれでもよい。
小計	23	2895時間以上の講義・実習等を行うものとする。	
総計		93	

表 3-5 「看護婦・士教育の基本的考え方、留意点等」

見られるように、看護師の養成教育は、基礎分野（13単位以上、360時間以上）、専門基礎分野（21単位以上、510時間以上）、専門分野（36単位以上、990時間以上及び臨地実習23単位）の3つに大別され、合計93単位以上、2895時間以上の講義及び実習等を行うこととされている。ここに示されている単位制は、基本的に1単位あたり45時間が標準となっており、臨地実習は1単位あたり45時間と定められている。

したがって、23単位の臨地実習は、1035時間が規定されていることになる。これは社会福祉援助技術現場実習の180時間に比して6倍近くにも及ぶものである。また、総時間比で見ても、2895時間の3割を越える時間数であり、社会福祉士養成教育の1050時間では2割に満たない実習時間数に比しても、看護師養成教育においていかに実習指導が重視されているかがわかる。

実習時間の多寡も重要であるが、教育的な観点からみると、実習の段階別履修や実習と講義系科目との配置のあり方も重要であろう。表3-5から、専門分野のなかで分野別の講義系科目に対して、同様の分野別の臨地実習が設定されていることがわかる。また、看護師養成教育においては、明文化はされてはいないものの、例えば当然のことながら老年看護学の履修なしには老年看護の臨地実習はありえない。後に見るように、介護福祉士の場合も同様の考慮がなされている。

（3）実習指導者の規定と実習指導者養成

臨地実習が展開されるべき条件として、実習施設及び実習指導者について、次のように規定されている。

まず、実習施設に関する規定としては、「病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、老人保健施設、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、保育所、その他の社会福祉施設等」⁸⁾となっている。見られるように、社会福祉施設も多く含まれている。また、実習施設における実習指導者の位置づけとしては、「9 別表3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。」⁹⁾と述べられている。このように、適切な実習施設のもとで、「適当な実習指導者」による指導が受けられることが、その要件とされている。

次に、「適当な実習指導者」に関する規定としては、「(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する科目について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。(2) 実習施設において実習指導者を確保することができない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。(3) 看護婦養成所における在宅看護論の実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。」とされている¹⁰⁾。ここで言う「実習指導者として必要な研修とは、厚生省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。」とされている¹¹⁾。このように「適切な実習指導者」が厳密に規定されており、(2)にあるように、実習施設で「適切な実習指導者」が確保できない場合には、看護師養成所から実習指導者を派遣することすら求められているほどである。実際、看護師養成所の教員が実習期間中に実習施設に赴いて実習生を直接指導することは、稀なことではない。

なお、実習指導者講習会は、「都道府県保健婦助産婦看護婦実習指導者講習会実施要項」¹²⁾にもとづき、1994年4月から実施されている。もともとこの要項は看護婦2年課程への通信制の導入に伴い、看護教育における実習指導者の増加が見込まれること等への対策として講じられたもので、そ

の目的は、「実習施設で実習指導者の任にある者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう」にとされている。実施主体は都道府県で国庫補助の対象となっており、講習期間は計8週間（240時間）、講習科目、その目標や内容、時間数が表3-6のように示されている。また、講習会担当者は、原則として看護教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者で専任教員及び実習指導者の経験を有する者とされ、講師は講習科目を教授できる講師で、基礎科目については大学教授又はこれに準ずる者、看護関係科目については看護婦等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者、といったように細かく規定されている。

科 目	目 標 及 び 内 容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理 教育の意義や基礎的な概念について学ぶ 1) 教育の意義、目的 2) 教育活動の特性 3) その他	6
	教育心理 人間の発達と教育過程における心理的な特徴について青年期を中心として理解する 1) 発達心理 2) 青年心理 3) 学習課程における心理 4) その他	18
	教育方法 教育の基本的な方法や技術についての理解を深める 1) 授業の形態 2) 授業の方法 3) 教育方法と教材の活用 4) その他	30
	教育評価 教育評価の意義と方法について理解する 1) 教育評価の目的と特質 2) 教育評価の方法と基準 3) その他	6
	看護論 看護の考え方を多角的に学ぶ看護についての視野を広げる 1) 看護の概念 2) 看護の機能と役割 3) その他	18
	看護教育課程 看護婦等の教育過程についてその概要、看護課程の展開を学び実習指導につなげる 1) 看護教育過程（指定規則、指導要領、手引き等） 2) 教育計画とその内容 3) 実習指導計画 4) 看護過程（事例を含む） 5) その他	30
実習指導に関する科目	実習指導の原理 実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する 1) 実習の意義 2) 実習指導者の役割 3) その他	15
	実習指導の評価 実習における評価の意義や方法を理解する 1) 実習計画の意義 2) 実習評価の方法 3) その他	15
	実習指導の実際 実習指導の展開について理解を深め、演習等をとおしてその実際を学ぶ 1) 実習指導案の作成（課程別、学年別、授業科目別等） 2) 実習指導の展開 評価 3) その他	60
*		21
他	実習指導者の養成に必要と思われる教育内容とする	21
合計		240

表3-6 都道府県保健婦助産婦看護婦実習指導者講習会講習科目の目標及び内容

(凡例) *印は、「看護婦2年課程通信教育制に関する科目」で、看護婦2年課程通信制の教育制度（3時間）、学生の到達度の理解（6時間）、実習指導の方法と留意点（12時間）となっているが、表中からは省略した。

実習指導者講習会の具体例として、東京都看護協会の事例を表3-7に示す。講師名や所属等は省略したが、前述のような規定の講師以外の者が担当している場合が実習指導に関する科目に2つあり、<>で示してみた。実習指導者講習会の講習会修了者が講師となっていたり、実際の看護現場における実習指導を参観する機会が提供されているなど、後でも述べるが、看護師養成教育においては、随所に教育的循環というべきシステムが定着しているように思われる。

1. 目的 看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるために必要な知識・技術を習得する。
2. 主催 東京都ナースプラザ（設置主体／東京都、運営受託者／社団法人東京都看護協会）
3. 期間 第1回 平成13年5月29日（火）～6月8日（金）（第2回と合同講義）
6月11日（月）～6月21日（木）・7月10日（火）～8月3日（金）
第2回 平成13年5月29日（火）～6月8日（金）（第1回と合同講義）
6月25日（月）～7月5日（木）・9月4日（火）～9月28日（金）
第3回 平成13年10月9日（火）～11月28日（水）
第4回 平成13年12月11日（火）～12月21日（金）
平成14年1月8日（火）～2月15日（金）
4. 開催場所 東京都ナースプラザ
5. 時間 午前9時30分～午後4時30分
6. 研修対象者 実務経験3年以上の保健婦・士、助産婦、看護婦・士で実習施設及び実習受け入れ予定施設に在勤の年齢45歳未満の方
7. 定員 240人（各回60人）
8. 受講料 無料
9. 科目とねらい（ ）は時間数を示す

教育及び看護に関する科目

- 教育原理 (9) 教育について基本的概念を理解する。
- 教育方法 (9) 教育の基本的な方法や技術・特質について理解する
- 青年心理 (12) 人間の発達と教育過程における心理学的特徴について青年期を中心に理解する。
- 臨床心理 (6) 対象を理解しその係わり方について再確認理解する。
- 教育評価 (9) 教育評価の意義と特質、方法について学ぶ。
- 看護の動向 (6) 社会的要因の影響による保健・医療・福祉の動向を見据え看護の質の向上を考える。
- 看護論 看護の考え方を多角的に学び看護についての視野を広げる。
ヘンダーソン (3) / ナイチンゲール (3) / ロイ (3) / オレム (3)
- 看護の実際 看護の方法を理解し、看護をより効果的に実践できる能力を高める。
看護方式 (3) / 看護診断 (3) / クリニカルパス (3) / プリセプターシップ (3)
- 看護と医療事故 (3) 臨地での医療事故の実態を知り予防対策を考える。
- 看護教育課程 (6) 看護婦等の教育課程についてその概要を理解し実習指導に繋げる。
- 看護学の展開 各看護学の展開について理解を深め対象に則した看護が再確認できる。
基礎看護学 (3) / 成人看護学 (3) / 老年看護学 (3) / 在宅看護論 (3) / 精神看護学 (3) / 母性看護学 (3) / 小児看護学 (3)

実習指導に関する科目

- 実習指導概論 (9) 臨地実習の意義と看護学生の特徴を理解し指導者の役割について学ぶ。
- 実習指導の実際 (9) 実習指導について理解し効果的な方法について学ぶ。
- 実習指導の評価 (12) 評価の意義・方法を学び自己評価を通して評価の公平性を理解する。
- 実習指導案の立て方 (6) 実習指導案の必要性を理解し対象に則した指導案を演習を通して作成する。

その他

- 特別講義 (3) 社会人として活躍するための要因を学ぶ。
- 討議の進め方 (3) 討議の方法と必要性を理解し討議の能力を高める。

実習指導に関する科目／演習等

- 臨床実習の実際 (2) 実習指導者研修修了者の臨床での活動状況を知り、自己の指導者としての姿勢を考える。
＜実習指導者研修の修了者＞
- 実習指導案の立て方（演習）(21) 看護教育における実習の意義を踏まえ、対象に則した効果的な指導案を作成する。
- 実習指導観（演習）(33) 看護教育に携わる実習指導者としてのあり方を演習を通して確認すると共に自己の指導観を整理する。
- 病院見学実習 (9) 臨地における実習指導の実際を見学し自己の指導観の資料とする。＜都内の病院28施設に依頼＞

表3-7 平成13年度実習指導者研修実施要綱

(出所) <http://www.nurseplaza.metro.tokyo.jp/kyoiku/bess1.html>、2002年11月30日アクセス、一部省略

実習指導者講習会の規定からわかることは、①実習指導者養成が国家的事業とされているように、看護師養成にあたる実習指導者の質的保証が重視されていること、②教育原理、教育心理、教育方法、教育評価など、教員養成教育にも匹敵するような科目設定がされているように、一般的な教育的力量の習得が重視されていること、③看護論の科目設定に見られるように、実習指導者に看護学の基本を再学習させることが重視されていること、④看護教育課程の科目設定に見られるように、看護師養成所の教員とならんで看護師養成教育の教育者の一員としての力量習得が重視されていること、⑤実習指導に関する科目設定に見られるように、実習指導論あるいは実習指導者論といった、実習指導固有の力量習得が重視されていること、等を指摘することができる。特に、②④⑤の教育的力量の形成について見ると、一般的な教育的力量→看護師養成教育固有の教育的力量→実習指導固有の教育的力量といった3段階で考えられているように思われる。

(4) 実習指導者の資質と役割

これまで、看護師養成教育における実習指導の重要性、臨地実習の位置づけ、実習指導者の規定と実習指導者養成の現状について見てきたが、看護師養成におけるいわば実習指導者論としての到達点を先行文献から探してみたい。

延近(1998)は、質的研究の結果により、「指導者側からみたよい指導者」像と「学生側からみたよい指導者」像を導き出し、「指導者としての行動チェック」表(表3-8)と「実習指導者に期待される条件とチェック項目」一覧(表3-9)を作成している。

1. 学生が興味を持つような具体例をあげ、助言を行う
2. 使用する医療用器械、器具および看護用品を正しく操作してみせる
3. 学生の学習計画と一緒に検討し、その後は自由に行動させる
4. デモンストレーションを行ったら、学生にやってみる機会を与える
5. 学習目標を確認し、学生が到達可能なことを明らかに示す
6. カンファレンスの進行上、指示を与えず、学生の意見を受け入れる
7. 学生の緊張をやわらげ、お互に楽しく学習できる雰囲気をつくる
8. 考えたり、記録やケアの実践をするうえでの時間的なゆとりを与え、タイミングよく学習を進める
9. 学生が経験することが望ましい状況が計画外に生じた場合は、その機会を活かせるように学習計画の修正を助言する
10. 学生が自主的に学習できるよう具体的な文献や人材を紹介する
11. よくできたと思ったら、学生にそのことを伝え、褒める
12. 学生のレディネス(知識・技術・態度の準備状態)を知り、学習目標の到達レベルに応じた評価を行う
13. 学生に自己評価をさせたら、査定をし、その結果を学生に知らせる
14. 学生の不注意、無責任な行動はその場で正す
15. 学生の個性を尊重して一人ひとりの長所をみつけ、活かして助言する
16. 学習終了後に評価することよりも、実習の中間での評価を重視して行う
17. 学生が自主的に学習することに期待を持つ
18. すべての学生に対して気を配り、公平に評価を行う
19. カンファレンスで、メンバーの全員が建設的な討論に参加できるように進行させる
20. 計画した学習目標にそい、より適した方法で評価を行う
21. 学生が自由に発言したり、質問をできるような機会を与える
22. 学生の体調や感情の変化によく気づく
23. 学生に対する信頼、期待、およびいつでも力になることを伝える
24. 患者、学生、スタッフのそれぞれの人間関係を円滑にできる